

令和7年11月25日

## 第17回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

## 第17回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和7年11月25日(火) 午後2時00分～  
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

### 議事日程

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農用地あっせん申出の取下げについて

議案第1号 「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定について（利用権設定分）

議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について

議案第4号 農用地あっせん申出について

その他

1 出席委員

農業委員

1番 松木茂久	2番 生川裕也	3番 福ヶ迫義隆
4番 前田真津美	5番 井手康則	6番 西村久則
7番 滝下真弥子	8番 石嶺義孝	9番 下高原誠
10番 内藺光弘	11番 西川路利広	12番 西山昭二
13番 小荒田大樹	14番 徳留幸信	15番 下川道孝
16番 池田由美子	17番 瀆田保	18番 田代繁樹
19番 税田祐子		

農地利用最適化推進委員

20番 川畑淳一	21番 森川泰夫	22番 奥村祐樹
23番 前田剛	24番 今村量則	25番 南圭司
26番 京田富久	27番 鶴田伸一郎	28番 小村亮太
	30番 廣森修	31番 田之上洋
32番 瀆田卓郎	33番 上拂忠	34番 松澤雅人
35番 澤山善治	36番 下吹越浩之	37番 大迫恵太
38番 下吉一宏		

1 小委員長

2番 生川裕也

1 欠席委員

29番 湯之上大幸

1 遅刻委員

12番 西山昭二

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長	小吉建治
農地総務係主任	今奈良昂平
主幹兼振興係長	前田昭市
振興係主任	上高原明美
振興係主事	藤久保宏実
振興係主事	池田恵
主幹兼地域計画係長	向吉真一

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局農地総務係主任 今奈良 昂 平

1 開会 午後2時00分

事務局 全員、ご起立ください。  
一同礼。  
指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。  
(唱和)  
ご着席ください。

議長 ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第17回指宿市農業委員会を開会いたします。  
本日の議事録署名委員に「17番委員」と「18番委員」を指名いたします。  
早速、議題に入ります。  
報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。  
事務局に説明を求めます。

事務局 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。  
議案書の1ページをお開きください。  
(番号1を議案書どおり読み上げ説明)  
以下については、お目通しください。

議長 ただいま、事務局の説明のとおりであります。  
次に、報告第2号農用地あっせん申出の取下げについてを、議題といたします。  
事務局に説明を求めます。

事務局 報告第2号農用地あっせん申出の取下げについての説明をいたします。  
議案書の4ページをお開きください。  
(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

議長 ただいま、事務局の説明のとおりであります。  
次に、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定について、利用権設定分を議題といたします。  
事務局に議案の説明を求めます。

事務局 議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定について、利用権設定分は26件です。  
それでは、議案書の5ページをお開きください。  
(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

議長

以下については、お目通しください。

なお、今回の利用権設定分につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると思われま

以上で説明を終わります。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号の1番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員  
議長

「なし」の声あり。

議案第1号の1番については、原案のとおり承認することに、ご異議  
ございませんか。

委員  
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条  
第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定  
について、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認するこ  
とに決定いたします。

次に、議案第1号の2番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定を準用し、30番委員  
の退席を求めます。

(30番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員  
議長

「なし」の声あり。

議案第1号の2番については、原案のとおり承認することに、ご異議  
ございませんか。

委員  
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条  
第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定  
について、利用権設定分の2番については、原案のとおり承認するこ  
とに決定いたします。

(30番委員の復席を確認)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の3番から14ページ26番  
まで、一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

11番委員

26番について、XXXXXXXXXXのこれだけが使用貸借権になって

事務局

いますが、賃貸借権でない理由が何かありますか。

この農地につきましては、畑かん地ではありますが、西側の一番端に位置し、利用し難い場所であるため、管理してくれるだけで良いということで、使用貸借権になっております。

議長

ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号の3番から26番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定について、利用権設定分の3番から26番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

11月10日の転用調査時に、私と3番委員、25番委員、事務局3名の計6名で現地聞き取り調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請に基づき現地確認と一部聞き取り調査を行った結果、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおります。

1番から15番は売買、16番から19番、22番から23番及び25番は知人への贈与で、20番と24番及び26番は親族への贈与、21番は子への贈与となります。

いずれも贈与税に関しては理解しているとのことでした。

いずれの申請地も面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響はないものと判断されます。

最後に、農地法第3条調書及び位置図と字図につきましても、審議資料の1ページから71ページに添付してありますように、すべての案件に係る農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、農地法第3条調書のとおり、すべての案件が前述の各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと小委員会では判断いたしましたが、審議資料等ご参照のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第2号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

21番委員 1番について、譲受人は体の調子が悪く、ここ数年農作業に従事していません。したがって、現在、この譲受人で利用権設定している農地は、耕作中ではありません。

事務局 小委員会の報告と審議資料の農地法第3条調書も含めて、この内容が正しいかどうか、もう一度検討をお願いします。

21番委員 聞き取りをしたところ、譲受人の息子さんが作業をしているということを知っており、1番の農地を譲受人が売買で取得することになります。実際の作業は息子さんがするというのを聞いています。

事務局 農地はご覧になりましたか。

21番委員 小委員会の現地調査で、確認しています。

事務局 [ ] は、その時点でどういう状況でしたか。

21番委員 荒れた状態ではありましたが、きれいにしてから農作業するというものでした。

事務局 [ ] には、ハウスが建っていませんでしたか。

21番委員 ハウスの骨組みがありました。

21番委員 そこに、ハウスがあれば、隣の住人の農地です。その南隣が譲受人が、かつて耕作していた農地です。

議長 暫時休憩します。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

事務局 全部効率利用要件の点や、現状と合わない点がありましたが、申請時点で、事務局は、ご指摘のことは聞いており、息子さんが意欲的に農業をするという話を妥当と考え、申請を受け付けておりました。

21番委員 今後は、今の意見を踏まえ、許可要件の確認を徹底します。

事務局 この議案については、3条要件を満たしていないということになるが、どういう取り扱いにするのですか。

事務局 転用調査で、申請地の隣の農地所有者から、現在、申請人は病気がちで農業ができる状態ではないが、息子さんが営農するために、ハウスがある隣の農地も貸借の相談があったことを聞いております。

先程の事務局の説明にもありましたが、今後、息子さんが意欲的に農業に取り組むということで、今回の許可申請を受け付けています。

本件については、本日の審議終了後に、申請人へ農地法第3条の許可要件である全部効率利用要件を必ず遵守するよう指導を行いますので、事情をご理解いただき、また、今後の農地法3条の許可申請の受付においては、許可要件の説明と確認を徹底し、転用調査において遊休農地で

ある場合は、不許可の対象とし、許可申請を取り下げるなどの対応をします。

21番委員 この件は、当事者2人のうちどちらかが、直接、事務局に手続きに来たのですか。それとも、どなたか農業委員、あるいは推進委員の方が、中に入った案件なんですか。

事務局 もし、農業委員なり、推進委員が入ったのなら、その経緯を詳しく知っていると思いますので、一言その経緯を聞きたい。

議長 農業委員等が、手続きに来たのではなく、行政書士が提出した申請で、申請人に関する事も全て行政書士に聞き取りをしています。

委員 ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

議長 「なし」の声あり。

委員 議案第2号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声あり。

委員 ご異議なしと認めます。

議長 よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

小委員長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。

小委員長 これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長 これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

小委員長 申請者・土地の所在・地目・面積等は、議案にお示しのとおりです。番号1番です。転用目的は、駐車場及び農業用機械試運転用用地です。審議資料の72ページをお開きください。

小委員長 申請地は、XXXXXXXXXXから南へ66.0m離れた農地で、東と西は宅地、南は畑、北は市道に接しています。

小委員長 農地区分・許可事項については、他のいずれの要件にも該当しない、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当します。

小委員長 申請人は、現在、隣接地で農業用機械の修理等を行う法人の代表者で、申請地を取得し、駐車場及び農業用機械試運転用用地を整備する計画です。

小委員長 なお、現在すでに申請地を駐車場として利用していることから、始末書が添付されております。

土地の形状については現状のままで、周辺に畑がないことから、影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番です。転用目的は、一般住宅です。

審議資料の73ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南東へ200m離れた農地で、東は市道、西と南は畑、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状のままで、周辺に現況畑がないことから、影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上、2件の申請に対しては、報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第3号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

30番委員

1番について、農業用機械試運転用用地は、初めて聞く言葉で、目的は分かりませんが、この畑は駐車場と農業用機械試運転用用地を兼ねた場合、地目の変更はどうなるのか、分筆するのか教えていただきたい。

事務局

土地の前の方が駐車場で、奥の方が広く農業用機械を試運転することになります。駐車場に関しても、農業用機械試運転用用地としても、地目としては雑種地に該当するものと考えられます。

このため、分筆はせず地目を雑種地に変更することになります。

議長

ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第3号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認する

ことに決定いたします。

次に、議案第4号農用地あっせん申出についてを、議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第4号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明いたします。議案書の23ページをお開きください。

今日は、売渡申出が4件です。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

見取図、地籍図につきましては、審議資料の74ページから81ページに掲載しています。

以上で説明を終わります。

皆様のご審議をよろしく願います。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第4号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

ご質疑なしと認めます。

このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

事務局

それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。

売渡・貸付申出について、議案書の23ページになります。

番号1と2は、31番委員、12番委員。

番号3は、10番委員。

番号4は、22番委員、3番委員。

以上、事務局案として提案いたします。

皆様のご審議をよろしく願います。

議長

ただいま、事務局案が発表されました。

それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。

委員

(各委員了解あり)

議長

それでは、議案第4号農用地あっせん申出については、原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。

本日の議題は、これで終了いたしました。

ほかにございませんか。

議長

暫時休憩します。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について、1番の取り扱いに対する事務局の説明が適正ではありませんでしたので、再度審議をいたしたいと思います。

事務局 事務局に説明を求めます。

議長 議案第2号の1番については、農地法第3条の許可要件である全部効率利用要件を満たしていないと判断されるため、保留にしたいと考えます。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、議案第2号の1番については保留することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

議長 よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、1番については保留することに決定いたします。

議長 次に、議案第2号のうち、2番から21ページ26番まで一括審議願います。

委員 ご質疑、ご意見はございませんか。

議長 「なし」の声あり。

議長 議案第2号のうち、2番から26番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

議長 よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、2番から26番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

委員 ほかにございませんか。

議長 「なし」の声あり。

議長 ほかになければ、その他に入ります。

事務局 その他について、事務局に説明を求めます。

事務局 その他について、ご説明いたします。議案書の24ページをお開きください。

その他（議案書の24ページを参照して説明）

1. 11月の行事報告
2. 12月の行事予定
3. その他

議長  
委員  
議長

ほかにごいませんか。

「なし」の声あり。

ほかはないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これもちまして、第17回指宿市農業委員会を閉会いたします。

事務局

全員ご起立ください。

一同礼。

(閉会 午後3時35分)

指宿市農業委員会会長 松木 茂久

議事録署名委員17番委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員18番委員 \_\_\_\_\_